

平成 21 年 9 月 18 日現在

企業結合会計の見直しに関する論点の整理に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」（平成 21 年 7 月 10 日公表）

2. コメント募集期間

平成 21 年 7 月 10 日～平成 21 年 9 月 7 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

未定

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	社団法人 生命保険協会 経理部会
CL02	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL03	あずさ監査法人 監査実務従事者グループ
CL04	新日本有限責任監査法人 品質管理本部
CL05	社団法人 日本証券アナリスト協会 企業結合会計小委員会
CL06	関西電力(株) 経理室
CL07	社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部
CL08	(株) デューデリジェンス GCA 大学会計研究分科会
CL09	日本公認会計士協会
CL10	あらた監査法人 品質管理部 アカウンティング・サポートグループ

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
1) 国際会計基準/米国会計基準との差異の解消について	多くの項目について、国際会計基準/米国会計基準との差異が解消される方向で検討されており、見直しの方向性については異存無い。検討に当たっては、国際的な会計基準に準拠し連結財務諸表を作成する親会社が、本邦会計基準を採用する連結子会社を有する場合、重要な会計基準の差異については連結決算上調整する必要があるため、見直しの結果、連結財務諸表の作成者に過度の負担が発生することの無いよう留意願いたい。	
2) 意見が分かれている論点	我が国の会計基準と国際的な会計基準で大きな相違の見られる企業結合会計について、論点整理を公表したことは評価したい。のれんの償却に関して、理論的な整合性を重視して償却を続けるのか、国際的な比較可能性を重視して償却を止めるのか意見が分かれた。どちらを採るか結論は出なかったが、償却を止める場合は、現状よりも詳細な識別要件を定めて識別可能な無形資産の範囲を広げ、償却基準を明確化することで意見が一致した。また、少数株主持分の取扱いについても、現行の会計基準に基づく取扱いを継続するという「論点整理」を支持する意見と、IFRSに合わせた早急な見直しを求める意見に分かれた。	
【論点1】少数株主持分の取扱い		
3) 資本の範囲も含めて国際的な会計基準に合わせる方向性について	財務諸表の国際的な比較可能性を損なう原因となることが想定され、コンバージェンス及びアドプションの流れに鑑み、国際的な会計基準に準ずる処理も視野に入れ検討すべきと思料する。国際的な会計基準に基づき連結財務諸表を作成している企業にとり、本邦会計基準が国際的な会計基準と異なる場合、長期に亘る連結修正が必要となり相当な事務負担が生じることが懸念される。 国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るのであれば、資本の範囲の取扱いも含めて、国際的な会計基準と合わせることを検討する方が適当と考えられる。ただし、直ちに国際的な会計基準と合わせる方向での検討が困難である場合には、当面の間、現行の取扱いを見直さないという選択肢もあり得るよう思われる。 論点整理では、親会社説を堅持することを前提に論点が説明されている。現行の連結会計制度自体が純粋な親会社説から経済的単一説的な処理に修正されている部分があり、論点整理では、さらに、その方向性を進める考え方も紹介されている。しかし、親会社説を堅持しながら、これらの経済的単	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	一説的な取扱いについて、理論的な根拠を示すことには限界があるのではないかと考えられる。また、国際的な会計基準とのコンバージェンスをより一層進めていくことを踏まえると、親会社説に立脚した連結会計制度についての再考や、経済的単一説への移行も視野においた検討も必要ではないかと考える。 「企業結合会計小委員会」における約半数の委員はIFRSに合わせた早急な見直しを求めている。見直しの理由として、①親会社説に基づく現在の会計基準に固執するとIFRSへの収斂が遅れる、②経済的単一体説に基づく会計基準に改めるべき、③資産・負債では少数株主持分を区分せず、純資産でだけ少数株主持分の特殊性を強調する現在の会計基準は理論的に整合性が劣る、などを挙げている。 国際的な会計基準に合わせる方向で見直すべきであると考え。親会社説（現行日本基準）の妥当性は理解できるものの、国際的な比較可能性を考慮し、見直すべきである。 国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、いずれの案も支持しない。資本の範囲が国際的な会計基準と異なっていることから、親会社持分の変動差額に対する損益認識において、国際的な会計基準と大きな差があり、適当ではないと考える。制度上の資本に対する考え方を検討し、国際的な会計基準とのコンバージェンスを重視した処理とするようにすべきである。なお、現在の資本概念を前提にすると、A案によったほうが国際的な会計基準によった場合との比較は容易と考えられる。	
4) 論点整理の方向性を支持する意見	「企業結合会計小委員会」における約半数の委員は支持している。支持の理由として、①親会社に対して請求権を持たない子会社の少数株主を連結集団の非支配株主だからといって親会社の非支配株主と同等には扱えない、②国際会計基準審議会ですべての主体アプローチ、企業主体アプローチの包括検討が済んでおらず、IFRSの動向がもう少し明確になるまで見直す必要はない、などを挙げている。 子会社の少数株主は、親会社の純資産に対する請求権がなく、連結財務報告の対象には含まれない。したがって、開示については、現状の取扱いを継続することが適切である。	
5) A案の考え方について	親会社持分の増減によって生じる差額は子会社の成果を反映してはおらず、当期の投資成果として親会社の業績に反映すべきではないと考えている。さらに、ケースに分けて計上するB案は煩雑で、A案の方が解り易いため、A案を支持する。 会計処理に関しては、親会社と少数株主との間で持分変動が生じる場合、子会社への支配が継続する中での資本政策であり、発生する差額を損益認識することは企業経営の実態と乖離することとなる。また、子会社株式の少数株主への売却についても親会社の支配が継続している限りにおいては、連結上は子会社資産・事業を担保としたファイナンスであるとも捉えられる。以上を踏まえ、損益認識を非支配会社となる売却まで繰り延べるA案がより望ましいと考える。 A案を採用するのであれば、連結財務諸表上、親会社説に立脚しながら、子会社株式の一部売却に伴	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	う持分変動差額をなぜ、支配喪失時点まで繰り延べるのか、少数株主との取引によって生じる差額がその発生した期間の損益でない理由等、その論拠を個別財務諸表における会計処理の考え方と対比して（又は整合させて）、より明確に説明する必要があると考える。 少数株主との取引から生じる親会社持分の増減によって生じる差額を損益に含めない点では国際的な会計基準とのコンバージェンスが考慮されているものと考えられる。しかし、現行の我が国の会計基準の下では、少数株主持分を株主資本に含めていないため、少数株主との取引から生じるこのような差額は当期純利益に含まれると考えられる。このため、A案を採用する場合には、包括利益に含めることの意味について慎重に検討する必要があると考えられる。	
6) B 案の考え方について	「企業結合会計小委員会」における1名の委員は、実際の事業活動では投資の一環として子会社株式の取得・売却がなされており、子会社持分の取得、売却といえども親会社の投資の成果としてその都度、財務諸表に反映すべきとの考えから、B案を支持している。 A 案とB 案の何れかといえば、現行の実務の取扱いに近いB 案を選択することが適当ではないかと考える。この場合、市場関係者の混乱を避けるため、子会社株式の追加取得等の場合の親会社持分の変動を評価・換算差額等に計上する理由、親会社持分が増加する場合に生じる貸方の差額を20 年以内の期間にわたって損益とする取扱いと、平成20 年12 月改正の企業結合会計基準において負ののれんを一時の利益とすることとした取扱いとの関係を、会計基準においてある程度説明する必要がある。 B案を採用するのであれば、連結財務諸表表上、親会社説に立脚しながら、子会社株式の追加取得等に伴う差額を「のれん」として計上せず、「評価・換算差額等」に計上して将来に渡って損益処理する論拠をさらに説明する必要があると考える。 B案については、親会社持分の増減によって生じる差額を損益に含めない国際的な会計基準とコンバージェンスされていない点が懸念される。また、追加取得における差額を当初、当期純利益には含めず包括利益で認識して評価・換算差額に計上し、20年以内の期間にわたって損益として計上することの意味について慎重に検討する必要があると考えられる。	
【論点 2】取得原価の算定		
〔論点 2-1〕取得の基本的な処理方法		
7) 見直しは必要なし	論点整理に記載のとおり、識別可能な資産及び負債を企業結合日の時価（公正価値）を基礎として処理するという点に、国際的な会計基準の取扱いと差異はなく、特に見直しの必要はないと考える。	
8) 表現について見直し	国際的な会計基準との間に実質的差異がないのであれば、表現方法の相違によるわかりにくさを解消するため、整合する表現に改めることも検討すべきであると考ええる。また、非支配持分を直接公正	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
必要	価値で認識・測定する方法を容認する場合には、国際的な会計基準の定め方と整合する表現に改めるべきであると考える。	
〔論点 2-2〕 条件付取得対価の交付		
9) 取得時の公正価値を取得対価に含める方向性について	取得の基本的な処理方法は、我が国においても国際的な会計基準と同様に企業結合日の時価（公正価値）を基礎とする方向性が既に打ち出されており、この方向性に整合すべく、条件付取得対価は取得時の公正価値を取得対価に含めるべきであると考える。	
	条件付取得対価についても、企業結合における合意に基づく支払対価であることから、企業結合における時価で取得原価に含めることが適当と考える。ただし、当該条件付取得対価の時価の変動に関して、未だ条件を満たすかどうか不確実な段階での条件確定前に生じた変動については、条件付取得対価の信頼性のある測定が可能であるのかどうかという観点も含めて、引き続き検討する必要があると考えられる。	
	条件付取得対価を取得日の時価で認識・測定することを採用する場合には、条件付取得対価の測定期間中の考え方（暫定的な会計処理の対象とし、取得日において存在していた事実や状況に関する新たな情報のみを測定期間中の調整項目とし、取得日以降に発生した市場条件の変化等は測定期間中の調整対象とはならないこと）を示すべきであると考える。	
	条件付取得対価については、企業結合日において、取得対価に含めるべきであると考えられ、論点整理の今後の方向性で指摘されているとおり引き続き検討する必要があると考える。現在、当該条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となるまで会計処理を行わないこととしているが、企業結合における合意に基づく支払対価である点、国際的な会計基準とのコンバージェンスを考慮に入れると取得原価に入れるべきであると考える。	
〔論点 2-3〕 取得に要した支出		
10) 取得に要した支出は費用処理する方向性について	コンバージェンスを踏まえ、取得に直接要した支出は費用処理すべきと考える。取得に直接要した支出は、事業の売主と買主の間の公正な価値での交換の一部ではなく、買主が受けるサービスの公正価値を得るために支払う別の取引に基づくものであり、既に完了したサービスの提供に対する必要経費であり、また、その取得した株式を売却する際にその支出は基本的に回収されないことから、取得原価に含めるべきではないと考える。	
	「取引費用等の付随費用」を取得原価に含める棚卸資産及び固定資産に係る付随費用の取扱いと比較すると、現状の企業結合の取扱いでは取得原価に含める支出の範囲が広がっており、必ずしも整合性が保たれていない。実務上、取得原価に含める範囲について判断が難しい場合も想定される。取得に要した支出について発生時に費用とする取扱いに賛成する。	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	取得に要した支出を費用とする方法を採用した場合、支配権を獲得するまでには至らない株式購入に係る取得関連費用又は支配権獲得後の株式の追加取得に係る取得関連費用についての個別財務諸表及び連結財務諸表における取扱いの考え方を示す必要がある。 取得とされた企業結合に直接要した費用である、外部アドバイザー等に支払った特定の報酬等に関しては、株式交付費を含めて、発生時の費用とすることとする論点整理の今後の方向性に賛成である。取得原価に含むことができる、外部アドバイザーへの報酬等は、その範囲において、実務上、判断が難しい面があり、恣意性が働きやすいと考えられる。また、国際的な会計基準へのコンバージェンスの観点からも発生時の費用とすることに賛成である。 企業結合における取得に要した支出については、取得原価の範囲に関する不整合を解消できることなどから、国際会計基準同様に、発生時の費用とすることも考えられる。ただし、この場合、企業結合会計と金融商品会計及び税務との不整合が生じ、その結果として連結一単独または会計一税務における二重管理が必要となり、実務負担が増大する恐れもある。実務上の負担を軽減するためにも、企業結合における取得に要した支出を発生時の費用とする場合は、関連する取扱いとの整合性について整理しておく必要がある。	
〔論点 2-4〕新株予約権の交付		
11) 国際的な会計基準に合わせる方向性について	コンバージェンスを踏まえ、国際会計基準の定めに合わせて方向で議論を進めるべきと考える。 〔論点 2-3〕より、取得に直接要した支出額を発生時に費用処理することに変更する場合には、新株予約権をこれに準じる取扱いをすとしている現行の我が国の会計基準の見直しが必要となるため、この見直しにあたって、国際的な会計基準と同様の取扱いとすることを検討すべきと考える。 被取得企業の株式報酬と交換に、付与される取得企業の株式報酬は、取得企業が被取得企業の報酬を代替する義務があるならば、ストック・オプション等に関する会計基準によって測定し、被取得企業の付与日で測定する方向で検討が進められるべきである。コンバージェンスの観点から検討を進める必要がある。	
12) 取得の対価に準じた取扱いとする考え方	論点整理の「仮に、当該新株予約権を取得に直接要した支出額に準じて処理しない場合、識別可能負債に準じるものとすれば大きな相違にはならないと考えられる」との記述に関して、識別可能負債は、あくまで被取得企業の義務であり、取得企業が新株予約権を発行する義務を負う場合は、新株予約権の交付先が旧所有者でなくとも、旧所有者や被取得企業の代わりに取得企業が交付するものであり、取得の対価に準じた取扱いの方が、経済実態に即した会計処理であると考えられる。	
【論点 3】取得原価の配分		
〔論点 3-1〕識別可能資産及び負債の認識原則		

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
13) 企業結合とは別の取引について	研究開発の途中段階の成果や企業結合に係る特定勘定のように、現行の会計上の取扱いが企業結合の場合とそれ以外の場合で異なる項目があり、こうした点を考慮すれば、企業結合における識別可能資産及び負債の認識条件として、「企業結合において交換したものの一部であること」という要件を定めることが望ましいと考えられる。	
〔論点 3-2〕 識別可能資産及び負債の測定原則		
14) 国際的な会計基準に合わせる方向性について	コンバージェンスを踏まえ、国際会計基準の規定に合わせる方向で議論を進めるべきと考える。	
	市場関係者の混乱を避けるために、「測定期間における修正は、取得日後に入手可能になる資産及び負債に関する取得日時点の情報により生じるものであり、見積りの変更というよりも、修正後発事象に類似するものであるため、取得日に遡及して修正することが適当である。」という論点整理第 59 項(2)の考え方を、会計基準においても明記すべきではないかと考える。	
	論点整理の今後の方向性が指摘するとおり、暫定的な会計処理の確定と見直しにより取得原価の配分額を修正した場合で、企業結合年度の翌年度に行われる場合には、遡及処理の会計基準と合わせ検討が進められるべきと考えられる。	
15) 新株予約権と暫定的な処理について	条件付取得対価の取扱い（【論点 2-2】）について、取得日の時価で認識・測定することを採用する場合には、旧所有者や被取得企業に代わって取得企業が発行する新株予約権（【論点 2-4】）についても、取得の対価に準じて取扱い、暫定的な処理の対象とすべきであると考えられる。	
〔論点 3-3〕 売却目的で保有する資産への取得原価の配分		
16) 国際的な会計基準に合わせる方向性について	コンバージェンスを踏まえ、国際会計基準の規定に合わせる方向で議論を進めるべきと考える。	
	売却目的で保有する資産への取得原価の配分について、国際的な会計基準と同様に、時価から売却費用を控除した金額を基礎として取得原価を配分することとする論点整理の提案に賛成する。	
	売却目的で保有する資産への取得原価の配分については、「財務諸表の表示に関する論点整理」での IFRS 第 5 号の規定する測定に関する検討を踏まえ、対応する必要があると考えられる。	
17) 企業結合を構成しない部分とする考え方	売却目的で保有する資産として識別される場合、そもそも、当該部分は 1 つの報告単位に統合されることが意図されていないため、企業結合を構成していない部分であるとも考えられる。企業結合会計の適用対象とならない取引となる場合には、当該会計基準の枠組みとは別に検討することも考えるべきではないかと考える。	
〔論点 3-4〕 偶発負債及び企業結合に係る特定勘定への取得原価の配分		
18) 国際的な会計基準に	コンバージェンスを踏まえ、国際会計基準の規定に合わせる方向で議論を進めるべきと考える。	
	偶発負債については、信頼性をもって公正価値を測定できる場合には、蓋然性が高くないときでも、	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
合わせる方向性について	企業結合時において負債に計上することが適当と考えられる。	
	国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からも、引当金の要件を満たす負債を識別して認識することとし、引当金の要件を満たさない特定勘定の計上については削除を含めて見直しを検討すべきと考えられる。	
19) 支出の発生可能性が高い場合に負債を認識すべき	わが国の実務においては取得後における支出の発生の可能性が高い場合、現在の義務ではないとしても、商慣行としては義務と同様に考えられ、当然取得対価に反映されている。このような場合、負債を認識することが適当である。	
20) 特定勘定については見直さない方向性について	特定勘定について、取得後における支出の発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債として計上すべきと考えられ、また、平成 20 年改正においても見直されたばかりであることも考慮すれば、見直しをしないということも考えられる。一方、会計基準のコンバージェンスの促進の観点から考慮する必要があるため、慎重に検討すべきと考えられる。	
	特定勘定の取扱いは直近見直されたばかりであることから、慎重に議論を進めていただきたい。	
	平成 20 年 12 月に公表された企業結合会計基準において見直されその計上が義務化されたばかりであり、今後、その計上を見越して企業結合を行う企業が多く出てくることも予想される。実務上の混乱を避けるために、国際的な会計基準へコンバージェンスが進む今後の過程において、再度見直しを検討すべきであるとする。	
〔論点 3-5〕少数株主持分の測定（全部のれんの可否）		
21) 全部のれんの選択適用を認める方向性について	少数株主持分に相当するのれんを認識すべきであるとする。この場合、取得時の少数株主持分の公正価値を測定する必要がある、購入のれんの場合に比べ実務負荷が高い。実務負荷及び国際会計基準へのコンバージェンスの観点から選択適用を認めるべきとする。	
	購入のれん方式について「のれん（又は負ののれん）の計上は有償取得に限るべきである。」という立場と整合性があり、また、全部のれん方式との選択適用を認めない取扱いが財務諸表の比較可能性の面でメリットがあるという点については、賛成である。ただし、コンバージェンスの加速化は必要であると考えられ、全部のれん方式を選択適用できるようにするかどうか検討すべきとする。仮に全部のれん方式を採用する場合には、国際的な会計基準で認めている方法（論点整理の設例 4 の「1 案」）についても、選択を認めることが適当とする。	
	少数株主持分について、時価により直接的に測定する方法を認める場合には、結果として「全部のれん」を計上することとなるが、「全部のれん」の計上を容認する論拠を十分に説明する必要があると	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	考える。また、測定方法（支配プレミアムやマイノリティー・ディスカウント等の算定方法やその取扱い）のガイダンス等の公表も必要になるのではないかと考える。 【論点 1】で示された A 案、B 案いずれをとった場合にも、支配獲得後は、のれんが追加で計上されないため、親会社に帰属するのれんが部分的に計上され、その内容が不明確となることも懸念される。例えば、当初から持分比率 100%を取得した場合にはその 100%ののれんが計上されるが、持分比率が 60%になって支配を獲得した場合は、その後、持分比率が 100%となっても当初の 60%部分ののれんしか計上されない。 支配獲得時に少数株主持分を時価で測定し全部のれんを計上することによっても、純資産の部における株主資本により親会社持分を反映することができることから、全部のれん方式の導入の可否については検討を行うべきと考える。 購入のれん方式を前提とすると、支配獲得後の子会社持分の追加取得時における追加投資額と持分増加額との差額には、非支配持分に帰属していた超過収益力（のれん）も含まれるものと考えられる。当該差額を純資産の部の評価・換算差額等として取扱うこととした場合、一連の取引を複数回に分割し、支配獲得分と追加取得分とに分けて子会社株式を取得することにより、支配獲得分ののれんの金額を圧縮することが可能となりうる。このため、支配獲得時に非支配持分に対するのれんも認識しておくことが考えられる。また、コンバージェンスの観点から購入のれん方式を容認する場合、実質的に当該取得が一連の取引とみなされる場合にのれんが全額認識されるように、実務指針等で要件等を示すことが必要になると考える。	
22) 購入のれん方式のみの考え方	全部のれんを認めることは、少数株主持分に関して自己創設のれんを認めることになりかねない上、少数株主持分の公正価値、のれんの算定等、過大な実務負担や費用の発生が想定される。したがって、従来通りの購入のれんが適切であると考ええる。	
〔論点 3-6〕繰延税金資産及び負債への取得原価の配分		
23) 見直しは必要ないとする意見	論点整理第84 項の分析のように、取得企業自体の繰延税金資産に関する会計処理については、国際的な会計基準との間に大きな差異はなく、また、実務上も重要な問題にはなっていないと考えられることから、特段の見直しの必要はないとする論点整理の提案に賛成する。 論点整理の今後の方向性が指摘するとおり、我が国の会計基準における繰延税金資産及び負債への取得原価の配分については国際的な会計基準との大きな差異はなく、見直しは必要ないと考えられる。	
【論点 4】のれんの会計処理		
〔論点 4-1〕のれんの償却		

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
24) のれんを償却しない方向性について	のれんの規則的な償却を行うべきか否かは、企業に大きな影響を与える問題であるので、国際的な会計基準の検討の場で議論されるべき問題であり、その場においてわが国として積極的に意見発信をすべきと考える。しかしながら国際的な会計基準が見直しを行わない方針であるならば、国際会計基準のコンバージェンス/アドプションを進めていくうえでわが国独自の考え方を採るべきではないと考える。	
	会計基準の国際的なコンバージェンスという観点からは、我が国だけがのれんの償却を続けるという方向性を選択することは難しいのではないかと考える。このため、のれんの取扱いについては、のれんの減損処理及び無形資産への配分を国際的な会計基準と同様の取扱いとした上で、これを非償却とするという方向で検討することが適当と考える。	
	のれんの償却は我が国の会計基準と IFRS の大きな差異と言われている上に、我が国は IFRS への収斂を進めると同時に IFRS の強制適用をも視野に入れて検討している現状を考えると、のれんの償却を止めるという選択もある。企業が競争力や成長力を確保する戦略として、企業再編や M&A は我が国でも常態化している。国際的な比較可能性の重要度が高まっている現在、IFRS との差異を解消せずに我が国だけがのれんの償却を続ければ、財務諸表の比較可能性の低下を招き、効率的な企業分析を阻害する危険性が懸念される。このため、「企業結合会計小委員会」における約半数の委員は、国際的な比較可能性を重視し、のれんの償却を止めるべきという意見である。	
	国際的な会計基準に合わせ、償却は行わない方向で検討すべきと考える。のれんの取扱いについては、日本の会計基準と国際的な会計基準の大きな差異の一つであり、償却を行う妥当性は理解できるものの、のれんの償却が財務的に相当なインパクトを持つ事例が多いことを考えれば、国際的な比較可能性に十分配慮した取扱いが必要と考えられる。	
	のれんが減価しているかの判定及び測定は、事業年度毎にのれんの減損テストによって行われるべきである。減損損失を認識することによって、企業結合に関する成否も明らかになり、経営者の経営責任もより明確になると考える。また、事業単位（資金生成単位）で企業結合の成果を把握できるように、国際財務報告基準で定めているように資金生成単位にのれんの簿価を配分した上で減損テストを行う方法を原則とすべきであると考ええる。	
	のれんを償却しない考え方を支持する。昨今の環境を踏まえれば、国際的な会計基準とのコンバージェンスを優先し、のれんを償却しない考え方を採用すべきと考える。ただし、そのためには、のれんの範囲（無形資産の識別）とのれんの減損に関し、国際的な会計基準と整合性のある会計基準の開発が必須であると考ええる。そうでなければ、そのような会計処理により計上されたのれんが、規則的な償却計算もされず、きめ細かな減損テストもされずに財務諸表に表示される結果、有用な情報を提	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	供しているとは認められない財務諸表が作成されることになる。 国際的な会計基準とのコンバージェンスを考慮し無形資産の会計基準の整備を進め、償却しない方向で検討が進められるべきであると考えられる。なお、無形資産の識別はのれんの計上額にも影響を与えるので、無形資産の会計基準も同時に整備を進める必要があると考えられる。	
25) 引き続きのれんを償却する方向性について	理論的にはのれんを償却すべきと考えている。のれんは将来の超過リターンの期待であり、その期待が永続するものでなければ、期待が実現した（あるいは実現しなかった）分だけ価値が減るのは自明であろう。仮に価値が減らなければ、自己創設のれんが生じていることになる。自己創設のれんを認識しないのは、現代会計の大前提である。ここから、のれんと認めながら償却を不要とする理屈は理解できない。将来、購入単価に見合う利益が出ることを期待し、企業結合時に購入対価をのれんとして計上しているならば、コストとしてのれんを償却しなければ利益の二重計上になる。また、のれんと同一の資金生成単位を構成する有形固定資産、のれん以外の無形固定資産では償却を続けながら、のれんだけ償却を不要とすれば、資産評価の会計処理としての整合性に欠けることになる。「企業結合会計小委員会」における約半数の委員は、理論的な整合性を重視し、のれんの償却を続けるべきという意見である。 のれんに含まれる超過収益力は、企業活動が続けるなかで不変であるとは考えられない。企業が投資（企業結合）の意思決定を行い、その成果を評価するに当たっては、一定期間において当該投資が投下金額を上回る収益をあげているのかという視点からも判断を行っている。したがって、固定資産と同様に償却処理とし、投資の回収過程で、費用に配分されて成果から控除されることが実務の考え方を反映したものとする。なお、のれんを非償却とする場合、のれんの額は減損処理によってのみ変動することになるが、減損テストに伴う実務負担への懸念のみならず、恣意性が介在する余地が大きくなるという懸念もある。また、のれんの正確な算出のため、無形資産への配分は基本的に現行の規準に基づき行われているが、「分離可能要件」に基づき細分化された無形資産の公正価値の把握などは、実務上の大きな負担となることが懸念される。それに加えて、公正価値評価に係る恣意性の介在を助長することにもなりかねない。のれんを非償却とすることは適当でないと考える。	
【追加検討①】—のれんの減損処理の取扱い		
26) のれんの価値測定の方法について	国際会計基準の考え方を適用することとなる場合には、のれんの価値測定につき恣意性が働き、財務諸表の比較可能性を損ないかねない大きな要因になることが懸念されるため、のれんの価値測定の方法につき比較可能性を担保し得る一定の指針となる規程の整備につき十分な検討が必要と思われる。	
27) 作成者の	のれんの減損テストは毎年ではなく減損の兆候がある場合に限定すること、会計基準改正前に行わ	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
負 荷 へ の 配 慮について	れた企業結合に伴い発生したのれんの取扱いについては適及的な処理を行わない等、実務への配慮も併せて検討いただきたい。暖簾の減損損失の測定方法は米国会計基準に比べ、国際会計基準の方が実務負荷が低いと思われ、本邦会計基準を検討する際に考慮すべき点であると思料する。暖簾の暗示された公正価値（implied fair value）を求めるのは実務負荷が非常に高い。	
	減損テストの在り方については、十分な検討が必要であると考えている。毎年の減損テストの実施は、財務諸表作成者に過度の負担を強いると考えており、企業結合時に想定している状況を大きく逸脱していない等の状況であれば、減損テストは不要であるとする。	
28) のれんを 償 却 し な い 場合、減損会 計 基 準 を 見 直す意見	我が国の減損会計基準では、のれんを含む、より大きな単位で減損テストを行うことを原則としているため、きめ細かな減損テストを行うことは困難であるとする。より有用な情報提供するためには、よりきめ細かく減損テストを行うことができるよう、減損会計基準を見直し、資金生成単位にのれんの帳簿価額を配分する方法を原則することが必要である。	
	昨今の非常に速い事業環境の変化の下では、既に計上済みののれんから巨額の減損が発生する危険性は高く、のれんの償却を止める場合、同時に減損テストの頻度を増やすことは、こういった危険性への対応策となるであろう。また、減損テストの頻度を IFRS に合わせれば、財務諸表の国際的な比較可能性も向上すると考えられる。	
	「のれん」を非償却とする場合には、毎期の減損テストを要請すべきであるが、償却する場合には、現状のように減損の兆候がある場合に、減損テストを要請する方法が費用対効果の観点から合理的であるとする。	
29) 合理的に 配 分 で き な い 場 合 に つ いて	IAS 第 36 号と同様に、資金生成単位又は資金生成単位グループに「のれん」を配分して減損の判定を行うことを原則するのであれば、合理的に配分できない場合の取扱い（「のれん」を含むより大きな単位での判定を行うことを認めること等の容認規定）を明確に定めるべきであるとする。	
【追加検討②】 無形資産への配分		
30) のれんを 償 却 し な い 場合、無形資 産 の 識 別 要 件 を 詳 細 に 検 討 す る 意 見	のれんの償却を行わないこととする場合には、識別可能な無形資産の配分が適切に行えるよう追加的な見直しを検討するなどの対応が必要とする。特に、識別可能な無形資産の配分額の算定に関しては、国際的な会計基準における現行の取扱いにおいても、統一的なルールが確立しているとは言い難く、わが国としての論点を整理する必要があるとする。	
	のれんの償却を止める場合、無形資産の識別要件を現状よりも詳細に定め、国際的な会計基準に比べて数の少ない「識別可能な無形資産の例」を増やすことは必要不可欠との意見で小員会の全員が一致している。我が国の企業結合会計は既に IFRS と同様の処理を求めているが、何を無形資産と考	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	るのか、どれだけの期間で償却するのかなどが十分に明確でないといわれ、我々は感じている。従って、我々は、無形資産の識別要件を現状よりも詳細に定め、国際的な会計基準に比べて数の少ない「識別可能な無形資産の例」を増やすことを提案する。 企業結合時の無形資産の識別要件を、分離可能要件、契約・法的要件のいずれかを満たした場合とすることを検討すべきである。企業結合時の無形資産の識別要件については、国際的な会計基準とのコンバージェンスを前提に、検討が進められるべきである。また、その前提として、無形資産についての包括的な基準を作成し、その包括的な基準における無形資産の識別要件とのコンバージェンスを図る必要があると考えられる。 取得原価のうち、識別可能な資産を網羅的に資産として計上した結果としての、のれんが計上されるために、識別可能な無形資産への配分を網羅的に行うことができる、無形資産の会計基準の開発が必要である。	
【論点５】子会社に対する支配の喪失		
31) 残存投資を時価とする方向性を支持	残存投資を時価とし、差額を損益とすることが国際的な会計基準とのコンバージェンスの流れの中で妥当と考えることから、この取扱いを支持する。なお、複数契約による支配の喪失に関する規定についてもコンバージェンスを踏まえて設けるべきと考える。 連結財務諸表の会計処理については、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点を重視して、会計処理を検討すべきと考えられるため、論点整理の提案に賛成する。 連結財務諸表上の会計処理については、本論点整理の今後の方向性に同意する。 子会社株式の売却等により被投資会社が子会社に該当しなくなった場合、関連会社に対する重要な影響力を喪失した場合、連結財務諸表においては、残存投資を支配喪失時の時価で評価するとする今後の方針に賛成である。	
32) 個別財務諸表について、第１案の考え方を支持	個別財務諸表上、売却等による場合と、企業結合による場合とで取扱いが整合していないというのは違和感があり、見直すことが考えられる。ただし、残存する被投資会社に対する投資を時価によって評価する取扱いについては、残存部分の時価として企業結合時や売却時の評価額をそのまま適用することが適当ではない場合も想定される。当該投資の時価の信頼性のある見積りが困難な可能性もあり、この場合の取扱いを検討すべきと考える。 売却等により子会社にも関連会社にも該当しなくなる場合には、個別財務諸表上も国際的な会計基準とのコンバージェンスを重視し、残存投資を支配喪失時における公正価値により評価する処理となるような方向性で検討すべきである。なお、測定の実証性に懸念がある場合は、持分法評価額を基礎として評価する方法を併せて検討してはどうか。	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	個別財務諸表上、被投資会社が子会社に該当しなくなった場合、段階取得の会計処理や、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、残存する投資を時価評価する第1案に賛成である。関連会社についても、個別財務諸表上、連結財務諸表の投資の簿価との整合性を図るために第1案の方向性で検討することが望まれる。	
33) 個別財務諸表について、第2案の考え方を支持	コンバージェンスの観点からは必ずしも個別財務諸表まで取扱いを見直す必要はなく、現行処理を維持すべきであると考ええる。 企業経営における投資管理は、投下資本に対するリターンが売却等の対価の受領に伴い確定した時点で損益認識しており、残存持分について時価と簿価の差額を損益認識することは企業経営の実態を表していない。仮に連結会計処理についてはコンバージェンスを推進するために時価評価を取り入れたとしても、少なくとも個別会計処理に関しては、上記の意見に加え、平成20年度改正の企業結合会計基準第25項に「個別財務諸表上の段階取得における被取得企業の取得原価は原価の合計額とする」と示されていることとの整合を踏まえ、現行のままとすべきである。	
34) 第1案と第2案について	企業結合により支配を喪失する場合と同様に、一部売却により支配を喪失する場合の残存投資について、個別財務諸表上も時価評価する方法（第1案）を採用するときは、平成20年12月26日公表の改正企業結合会計基準等で定められることとなった、「段階取得」の取扱いを個別財務諸表にも適用し、整合性を図ることを検討すべきであると考ええる。 一部売却により支配を喪失した場合の残存投資について、時価評価する方法を採用するときは、連結財務諸表上のみの取扱い（第2案）とすることが、平成20年12月26日公表の改正企業結合会計基準等と整合した取扱いであると考ええる。また、企業結合による共同支配の喪失の場合に取扱いについても明確な定めをするべきであると考ええる。	
その他		
35) 税務の取扱いについて	取得に要した支出について、費用処理することになった場合は、会計と税務の処理を一致すべく関係当局と調整していただきたい。 子会社に対する支配喪失の場合、仮に、個別の会計処理を見直す場合には、担税力の観点から、当該損益について税務上益金不算入又は損金不算入となるよう配慮していただきたい。	
36) 国際的な会計基準の動向	国際的な会計基準では、公正価値測定に関する項目や、持分法に関する会計基準(EITF08-6)などが見直されており、これに対応し、関係する各基準を実務負担も考慮し適時に改訂願いたい。	
37) 過年度の企業結合の	平成20年9月に公表されたASBJのプロジェクト計画表では、企業結合（ステップ2）については、平成22年中に公開草案を公表することが予定されている。今回の論点整理で取り上げられている事	

審議事項（３）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
扱いについて	項について、現行の取扱いを変更する場合には、過年度の企業結合において計上されている少数株主持分及びその変動やのれんの取扱いについて、どのような取扱いをすべきなのかを検討し、明らかにする必要があると考えられる。	